

原議保存期間	1年(令和4年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長

警察庁丁給厚発第239号
令和2年4月3日
警察庁長官官房給与厚生課長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた職員の体調管理の再徹底について(通達)

警察における新型コロナウイルス感染症対策については、「警察職員等における新型コロナウイルス感染症への対策等について(通達)」(令和2年2月18日付け警察庁丙給厚発第5号ほか)、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた職員の体調管理の徹底について(通達)」(令和2年3月6日付け警察庁丁給厚発第155号)等により指示しているところであるが、最近の感染事例をみると、発熱した後に一旦解熱し、再度発熱する場合のほか、味覚障害や臭覚障害が生じている場合においても、感染が確認された事案が把握されていることから、各所属においては、このようなことを踏まえ、下記の事項について再徹底し、所属職員の体調管理に万全を期するよう、遺漏のないようにされたい。

記

1 きめ細かな体調管理の徹底

職員に対し、風邪の症状や発熱のほか、味覚障害や嗅覚障害が生じていないかを確認し、そのような症状があることが判明したときには、休暇取得等を強く指導するなどして自宅待機とさせ、出勤させないようにすること。その上で、検温をこまめに行わせるなどして、組織的な経過観察を行うこと。

2 職場復帰の慎重な判断

発熱等の症状が認められ休暇を取得した職員から、解熱等により体調回復したことを理由に出勤する旨の申告があった場合には、一旦解熱しても、その後微熱が継続することや再度発熱することがあることを踏まえ、十分に体調が回復していると認められない場合には、引き続き、休暇を取得すること等を強く指導すること。その上で、解熱後の検温結果等を確認するなど、十分な経過観察を経て、職場復帰の適否及び時期の判断を組織的に行うこと。

3 休暇取得等を行いやすい環境の整備

体調不良を理由とした当直勤務の当務日直前の変更希望に対しても柔軟に対応することや、特別休暇の制度について十分に周知すること等により、体調不良の職員が休暇取得等を所属に申告しやすい環境を整えること。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する国家公務員の特別休暇については、これまで長官官房人事課より通知されているところであるが、体調不良等があり、新型コロナウイルス感染の可能性が否定されない限り、同特別休暇の対象となっている点につき留意すること。